治療の種類	一般不妊治療	特定不妊治療
治療内容	タイミング療法、薬物療法、手術療法、人工授精など	体外受精、顕微授精
治療場所	産婦人科、泌尿器科	県が指定する医療機関
助成額	治療にかかった自己負担額（年額１０万円まで）	石川県の助成決定を受けた治療費で、石川県の助成額を除いた自己負担額（１回の治療費あたり上限１００万円）
助成期間・回数	連続する２年間分 （やむを得ない事情により治療を中断した期間を除く）	１回 ※だたし、令和３年度までに助成を受けた回数が通算助成回数に達している場合は助成対象外です 【通算助成回数】 治療開始時の妻の年齢が４０歳未満→６回 ４０歳以上４３歳未満→３回
助成対象者	・法律上の婚姻関係にある夫婦（令和３年１月１日以降に治療が終了した場合は事実婚関係にある方を含む） ・夫婦の両者または一方が宝達志水町に住所を有し、県内に１年以上前から住所がある方 ・医療保険に加入している方	・法律上の婚姻関係にある夫婦（令和３年１月１日以降に治療が終了した場合は事実婚関係にある方を含む） ・夫婦の両者または一方が宝達志水町に住所を有する方 ・県の助成を受けている方
申請に必要な書類	（1）一般不妊治療費助成交付申請書 （2）一般不妊治療医療機関受診等証明書 （3）戸籍謄本（戸籍上の夫婦であることを証明できる書類） （4）事実婚関係にある方は、生まれる子について認知を行う意向を記載した申立書	（1）特定不妊治療費助成交付申請書（振込口座番号必要） （2）石川県特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し （3）石川県不妊治療費助成承認決定書の写し （4）事実婚関係にある方は、生まれる子について認知を行う意向を記載した申立書
申請期限	治療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して２年以内	石川県の助成の決定を受けた日から起算して１年以内